

平成 3 1 年
第 2 回那須塩原市教育委員会
定例会 会議録

那須塩原市教育委員会

〔○期日：平成 3 1（2 0 1 9）年 1 月 2 9 日（火）
○会場：西那須野庁舎 3 F 3 0 4 会議室〕

那須塩原市教育委員会定例会

1 期日

- 平成31（2019）年1月29日（火）
 - ・開会：午前 8時30分
 - ・閉会：午前 11時05分

2 会場

- 西那須野庁舎 3F 304会議室

3 出席委員

- 教育長 大宮司 敏夫
- 委員 大澤 真弓
- 委員 神島 仁誓
- 委員 臼井 祥朗
- 委員 田村 伸之

※平成30年第15回会議録署名委員

- ・大澤 真弓 委員
- ・神島 仁誓 委員

※平成31年第1回会議録署名委員

- ・神島 仁誓 委員
- ・臼井 祥朗 委員

4 説明のため出席した事務局職員

- 教育部長 小泉 聖一
- 教育総務課長 平井 克巳
- 学校教育課長 小泉 秀夫
- 生涯学習課長 室井 勉
- スポーツ振興課長 織田 康

5 事務局職員

- 教育総務課長補佐 北村 議徳
- 学校教育課長補佐兼学校支援教職員係長 渋井 尚子
- 教育総務課総務係長 菊地 直路

- 教育総務課学校整備推進室技師 佐々木 範充

6 傍聴人

- なし

7 教育長報告

- 非公開

8 付議事件

- 議案第1号 人事案件について (学校教育課) …可決
- 議案第2号 那須塩原市小中学校適正配置基本計画(第二段階)について (教育総務課) …可決
- 議案第3号 那須塩原市奨学生の決定について (教育総務課) …可決
- 議案第4号 那須塩原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正について (教育総務課) …可決
- 議案第5号 那須塩原市教育委員会決裁規程の一部改正について (教育総務課) …可決
- 議案第6号 那須塩原市いじめ防止基本方針の改定について (学校教育課) …可決
- 議案第7号 公民館特別職副館長及び分館長の廃止について (生涯学習課) …可決
- 議案第8号 那須塩原市公民館条例の一部改正について (生涯学習課) …可決
- 議案第9号 那須塩原市那須野が原博物館条例施行規則の一部改正について (生涯学習課) …可決
- 議案第10号 市指定有形文化財の指定解除について (生涯学習課) …可決
- 報告第1号 部活動指導員の試行的配置について (学校教育課)
- 報告第2号 区域外就学及び指定校変更について (学校教育課)
- 報告第3号 平成30年度準要保護児童生徒の認定について (学校教育課)

■ 会議録

1 開会

- 午前8時30分、大宮司教育長が平成31年第2回那須塩原市教育委員会定例会の開会を宣言する。

それでは、平成31年第2回那須塩原市教育委員会定例会を開会いたします。

次第に従いまして進めさせていただきます。

2 教育長挨拶

○大宮司教育長

今日は通常の時間帯ではなく、午前の開催の中、お集まりいただきありがとうございます。

全国的に猛威をふるっているインフルエンザですが、本市においても、昨日、罹患した児童生徒数が255人に上りました。各学校においては、インフルエンザ対策を工夫しているところであり、例えば、喉にウイルスが止まっている時間を20分以内とすることが有効との最近の医学の知見を踏まえ、こまめな水分補給に取り組んでいる学校があります。

また、日曜日には、恒例の郡市町対抗駅伝競走大会が開催されました。今回、那須塩原市には三連覇の期待がかかりました。この時期、どのチームも同様だと思いますが、体調管理が大変な中で、見事に那須塩原市Aチームが三連覇を達成しました。

現在、私は、各学校を訪問して、直接、教職員に対して訓示をしております。皆さん、大変、緊張した面持ちで聴いているように感じております。今後とも不祥事の根絶を各学校において実現しなければなりません。

今日は、付議案件が大変多いですが、御審議の方、よろしくお願いいたします。

3 会議録の承認

- 大宮司教育長が会議録の承認を求めたところ、内容に異議なく平成30年第15回定例会については大澤委員及び神島委員が、平成31年第1回臨時会については神島委員及び臼井委員が指名され、会議録に署名を行った。

4 教育長報告

5 付議事件

<議案第1号について>

○大宮司教育長

次に、4の「教育長報告」でございます。ここで皆さんにお諮りいたします。教育長報告及び次の5の「付議事件」議題第1号「人事案件について」は、特定の個人に

関する情報が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定に基づき、一括して非公開といたしたいと思います。なお、非公開とする際は、出席委員の3分の2以上による議決が必要となりますが、非公開とすることに御異議ございませんでしょうか。

○委員全員

異議ありません。

○大宮司教育長

それでは、全会一致でございますので、教育長報告は非公開とさせていただきます。

(省略～非公開)

(教育長報告終了)

(議案第1号終了)

<議案第2号について>

○大宮司教育長

次に、議案第2号「那須塩原市小中学校適正配置基本計画（第二段階）について」を議題といたします。事務局から説明をさせます。

はい、教育総務課長。

○教育総務課長

【提案理由】

那須塩原市小中学校適正配置基本計画（第二段階）を別冊のとおり定めることについて、教育委員会の議決を求める。

なお、本計画は、那須塩原市議会基本条例第11条に基づき、市議会の議決を要することから、平成31年第1回那須塩原市議会定例会（3月）での議決をもって正式に決定となる。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○大宮司教育長

事務局からの説明が終わりました。

委員の皆さま方から御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

はい、臼井委員どうぞ。

○臼井委員

先ほどの説明の中で跡地利用に関する話がありました。どの地域でも廃校になった学校の跡地利用には苦勞しております。かつて上塩原小学校の跡地をどうするのか、

地域で話し合いましたが、中々知恵が出なかったので、最後は教育委員会に案件を戻した経験があります。したがって、跡地利用に関しては、地域住民の意向を大事にしながらも、ある程度、行政が主導する必要があると思います。

○大宮司教育長

この計画が議会で承認されましたら、義務教育学校の設置に係る施設整備が具体的な課題となります。今後、国庫補助の採択など、その予算措置に向けて努力したいと考えております。

他に、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

○大宮司教育長

それでは、議案第2号「那須塩原市小中学校適正配置基本計画（第二段階）について」は原案のとおり可決することで御異議ございませんか。

○委員全員

異議なし。

○大宮司教育長

異議なしということでありますので、原案のとおり可決いたしました。

<議案第3号について>

○大宮司教育長

次に、議案第3号「那須塩原市奨学生の決定について」を議題といたします。事務局から説明をさせます。

はい、教育総務課長。

○教育総務課長

【提案理由】

平成31年1月8日付け那塩教委総第267号で那須塩原市奨学生選考委員会に諮問した那須塩原市奨学生の選考について、平成31年1月22日付けで同選考委員会から答申がなされましたので、その内容を踏まえ、同奨学生を決定するため、教育委員会の議決を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○大宮司教育長

事務局からの説明が終わりました。

委員の皆さま方から御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

はい、神島委員どうぞ。

○神島委員

私は臼井委員とともに、選考委員会の選考会議に委員として出席しておりました。午後1時に始まり終了したのは午後5時半くらいでした。多くの時間は面接でした。どの委員も仰っておりましたが、甲乙つけがたい状況でした。したがって、会議でも発言しましたが、できるだけ採用定員を増やしていただきたいという思いがあります。

限られた採用定員の中で、貸与の方も含めて基準に従い公正に選定できたものと考えております。

○大宮司教育長

他に、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

はい、臼井委員どうぞ。

○臼井委員

私も選考会議に委員として出席しました。面接に来た生徒は、みんな本当に良い子ばかりでした。また、選考委員会の委員は、皆さん見識が高い方ばかりで、会議も非常に充実したものになり、個人的にも勉強になりました。

家庭の経済状況的に恵まれない生徒が多く、やはりもう少し定員を増やしてあげたいという思いを抱きました。したがって、この奨学金制度をより充実したものにするためにも、財源の確保が重要な課題であると改めて感じました。

○大宮司教育長

他に、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

はい、神島委員どうぞ。

○神島委員

会議の中では、その原資を増やすということの他に、医療・福祉・保育系限定の枠の取扱いが課題として浮上しました。応募の段階では、明らかにその枠の中で希望したにも関わらず、面接を通した質疑応答の中で、必ずしもその希望には拘らないかのような話が出たためです。

したがって、今後は、応募書類の受付の段階で、その枠で申請した生徒に対しては、「この枠は、あくまで医療・福祉・保育系限定のものである」とチェックすることが必要であるという議論になり、次年度の選考委員会で改めて検討することになりました。

以上、選考会議の議論に関して報告します。

○大宮司教育長

運用面に関しても引き続きより良い制度になるよう、改善を図りたいと考えております。また、原資の確保の課題に関しても、一般財源に頼るばかりではなく、もっと広い視点から検討してまいりたいと考えております。

将来を担う子どもを応援できる市を目指してまいりたいと考えております。

他に、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

○大宮司教育長

それでは、議案第3号「那須塩原市奨学生の決定について」は原案のとおり可決することで御異議ございませんか。

○委員全員

異議なし。

○大宮司教育長

異議なしということでありますので、原案のとおり可決いたしました。

<議案第4号について>

○大宮司教育長

次に、議案第4号「那須塩原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正について」を議題といたします。事務局から説明をさせます。

はい、教育総務課長。

○教育総務課長

【提案理由】

平成34（2022）年度に本県で開催される第77回国民体育大会に対応するため、平成31年4月1日から国体推進課を設置するに当たり、本規則の一部を改正するもので、教育委員会の議決を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○大宮司教育長

事務局からの説明が終わりました。

委員の皆さま方から御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

はい、田村委員どうぞ。

○田村委員

2022年に国体が控えておりますので、組織体制の充実を図るのは当然であると考えます。その上で、確認したいことがあります。国体推進課の設置に当たっては、人員の増員があるのでしょうか。それとも、単に現行のスポーツ振興課職員の配置換えで対応するのでしょうか。

○スポーツ振興課長

現在、スポーツ振興課内に国体準備室を設置しておりますが、現在の準備室の職員は、国体推進課に異動となります。そして、業務量の増大に応じて職員数の増加を図ってまいりたいと考えております。具体的な配置人数に関しては、人事案件となるた

め、現在、調整をしているところです。

○田村委員

つまり、現行の準備室が課に格上げとなりますが、肝心の人員に関しては、その都度、人事の判断に委ねられるということでしょうか。

○教育部長

現在、スポーツ振興課の中に国体準備室がありますが、それを分離させて国体推進課とします。従来のスポーツの振興等の業務に関しては、スポーツ振興課が現行の人員体制の中で対応します。

そして、国体に係る事務事業に関しては、国体推進課で対応します。人員に関しては、現在3人体制のところ、当面の来年度について担当部局としては5人増員で想定しています。将来的には、やはり5競技を担当するという事情もありますから、更なる増員を図るよう、人事部局と調整しているところです。

○大宮司教育長

国体に関しては、これから段階的に人員を強化していくことで考えております。人事と協議しながら、業務の執行に支障のない体制にしてまいりたいと考えております。

他に、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

はい、臼井委員どうぞ。

○臼井委員

現在のスポーツ振興課の事務室は非常に手狭です。また、学校教育課と生涯学習課の事務スペースもかなり狭いです。新しい課が増えることとなりますが、事務スペースはどう考えているのでしょうか。

○教育部長

確かに、現在の教育部の事務室は全体的に手狭になっています。そうは言っても、教育部のためだけに新たに庁舎を建てる訳にもいきませんから、何とか現庁舎の中で対応する必要があります。

したがって、3階の306会議室を利用した上で、学校教育課、生涯学習課、スポーツ振興課、国体推進課の事務スペースを調整する方法で、西那須野庁舎を管理する西那須野支所総務税務課と協議しているところです。

○臼井委員

もちろん新庁舎建設がありますから、新しい建物を設置することはできませんが、国体の他に、オリンピック・パラリンピックに係る事業も控えています。今後、益々業務量が増えることが想定されますので、職員の職場環境の改善という意味でも、事務スペースの問題は解決していただければと思います。

○大宮司教育長

なお、来年度からは教育部は5課体制となりますので、よろしくお願いいたします。他に、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

はい、神島委員どうぞ。

○神島委員

国体は時限事業ですが、事後処理等もあって、国体推進課は平成３５年度まで存続するのでしょうか。

○教育部長

国体推進課は国体の終了を持って廃止となりますが、先催市の事例を見ますと、事後処理に１人程度必要になります。その１人については、スポーツ振興課の配属となり、その事務に当たるようになります。そのような方向で人事とは調整しております。

○大宮司教育長

他に、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

○大宮司教育長

それでは、議案第４号「那須塩原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正について」は原案のとおり可決することで御異議ございませんか。

○委員全員

異議なし。

○大宮司教育長

異議なしということでありますので、原案のとおり可決いたしました。

＜議案第５号について＞

○大宮司教育長

次に、議案第５号「那須塩原市教育委員会決裁規程の一部改正について」を議題といたします。事務局から説明をさせます。

はい、教育総務課長。

○教育総務課長

【提案理由】

平成３４（２０２２）年度に本県で開催される第７７回国民体育大会に対応するため、平成３１年４月１日から国体推進課を設置するに当たり、本訓令の一部を改正するもので、教育委員会の議決を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○大宮司教育長

事務局からの説明が終わりました。

委員の皆さま方から御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

○大宮司教育長

それでは、議案第5号「那須塩原市教育委員会決裁規程の一部改正について」は原案のとおり可決することで御異議ございませんか。

○委員全員

異議なし。

○大宮司教育長

異議なしということでありますので、原案のとおり可決いたしました。

<議案第6号について>

○大宮司教育長

次に、議案第6号「那須塩原市いじめ防止基本方針の改定について」を議題といたします。事務局から説明をさせます。

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

【提案理由】

那須塩原市いじめ防止基本方針の改定案を平成31年第1回那須塩原市議会定例会（3月）に上程するに当たり、教育委員会の意見を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○大宮司教育長

事務局からの説明が終わりました。

委員の皆さま方から御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

○大宮司教育長

それでは、議案第6号「那須塩原市いじめ防止基本方針の改定について」は原案のとおり可決することで御異議ございませんか。

○委員全員

異議なし。

○大宮司教育長

異議なしということでありますので、原案のとおり可決いたしました。

＜議案第7号について＞

○大宮司教育長

次に、議案第7号「公民館特別職副館長及び分館長の廃止について」を議題といたします。事務局から説明をさせます。

はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長

【提案理由】

本案については、今般の地方公務員法の一部改正を受け、特別職の非常勤として任用している公民館副館長及び分館長について廃止するもので、教育委員会の議決を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○大宮司教育長

事務局からの説明が終わりました。

委員の皆さま方から御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

はい、大澤委員どうぞ。

○大澤委員

地方公務員法の改正があつて、副館長や分館長が廃止になることは仕方がないと思いますが、このことによって、黒磯地区と、西那須野・塩原地区間における公民館の運営体制の相違が解消されたと理解してよろしいのでしょうか。

○生涯学習課長

合併前から、公民館運営の体制として、黒磯地区の場合、副館長や分館長を置いて、その方たちに事業の実施等に対して御協力をいただく方法をとっています。一方、特に西那須野地区の場合、合併前からコミュニティ組織が公民館の運営に深く関わる体制をとっています。したがって、副館長や分館長を置く必要性がありませんでした。

今回の制度改正によって、その点では市内統一を図りましたが、黒磯地区においては、まだ運営協力委員を置いており、引き続き公民館事業の実施に御協力をいただくことになります。この相違点については、今後、公民館の運営状況を見ながら、検討したいと考えております。

○大宮司教育長

黒磯地区の場合、公設公民館は中学校区単位で設置しており、西那須野地区の場合、小学校区単位で設置しています。そして、組織体制的にも先ほどの課長の説明のとおり違いがあります。塩原地区の場合、温泉地区と箒根地区に設置しております。

このように旧市町の特色が背景にありますので、それを統一させるのは中々難しいところがありました。ただし、今回、地方公務員法の改正という、やむを得ない状況がありましたので、副館長と分館長の廃止に踏み切ったものです。かといって、すべ

て同じように一気にできるものではありませんから、激変緩和措置として運営協力委員制度については存続させ、黒磯地区の公民館運営に支障が生じないように配慮しました。運営協力委員に関しては、今後、検討していきたいと考えております。

今後、地域学校協働本部事業は各公民館が担いますので、公民館の役割は益々重要になってくるものと考えております。

他に、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

はい、臼井委員どうぞ。

○臼井委員

副館長や分館長の存在を今まで知りませんでした。現在も黒磯地区において分館長は87人いるということは、1つの公民館に複数存在しているのでしょうか。

○田村委員

はい。自治会で自治公民館を設置している場合、その公民館長を分館長としてお願いしています。

○臼井委員

その他に協力委員が66人いて、副館長も合わせると合計で160人ほど、公民館の関係者が存在しており、それらを少し整理しようということだと理解しました。

そこで、地域によって事情は違うと思いますが、将来的には運営協力委員も廃止する方向なののでしょうか。

○生涯学習課長

運営協力委員が担っている役割を検証して、残すのか、残さないのか、廃止する場合、西那須野地区のようにコミュニティに御協力をいただくのか、といった検討をしていきたいと考えております。

○臼井委員

合併以来、旧3市町で違っているものについては、統一する方向で、どの部局でもこれまで進めてきたと思っております。地域の事情に配慮しながらも、基本的な方向としては、統一させた方が良くと考えます。

○大宮司教育長

西那須野地区は割とコンパクトであり、小学校区毎に公民館を設置している一方で、黒磯地区の場合、割と広いエリアをカバーする必要があります。公民館は、地元住民と深い関わりを持ちながら続いてきたものですから、急激に変えるのは中々難しいと思います。その点は、少しずつ丁寧に進めてまいりたいと考えております。

他に、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

はい、田村委員どうぞ。

○田村委員

黒磯地区に住んでいる者としては、黒磯地区にだけ、このような制度を設けていたということに逆に驚いています。

確かに、黒磯地区の場合、昔、コミュニティというものが出てきたとき、中々、それが進まなかったような気がします。私も、昔、コミュニティの説明会に出席しましたが、他の出席者は納得できないような反応を示していたのを覚えています。

いずれにせよ、副館長や分館長の中には、本当にプライドを持ってその仕事をしている方たちがいます。直ちに、そのような方たちをバツサリ辞めさせるわけではないと聞いて安心しましたが、地域のまとめ役的に御尽力をいただいている方たちも多いので、引き続きその点は御配慮をしていただければと思います。

○大宮司教育長

やむにやまれぬ事情として法改正があったことが今回の契機としてありましたが、とにかく、地域住民に不都合が生じないように十分に配慮することが重要であると考えております。

他に、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

○大宮司教育長

それでは、議案第7号「公民館特別職副館長及び分館長の廃止について」は原案のとおり可決することで御異議ございませんか。

○委員全員

異議なし。

○大宮司教育長

異議なしということでありますので、原案のとおり可決いたしました。

<議案第8号について>

○大宮司教育長

次に、議案第8号「那須塩原市公民館条例の一部改正について」を議題といたします。事務局から説明をさせます。

はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長

【提案理由】

本案については、公民館特別職副館長及び分館長を廃止することに伴い、当該職に関し規定している那須塩原市公民館条例について所要の改正を行うもので、那須塩原市議会定例会（3月議会）に上程するに当たり、教育委員会の意見を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○大宮司教育長

事務局からの説明が終わりました。

委員の皆さま方から御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。
いかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

○大宮司教育長

それでは、議案第 8 号「那須塩原市公民館条例の一部改正について」は原案のとおり可決することで御異議ございませんか。

○委員全員

異議なし。

○大宮司教育長

異議なしということですので、原案のとおり可決いたしました。

<議案第 9 号について>

○大宮司教育長

次に、議案第 9 号「那須塩原市那須野が原博物館条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。事務局から説明をさせます。

はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長

【提案理由】

那須塩原市那須野が原博物館条例の一部改正に伴い、当該規則の一部を改正するので、教育委員会の議決を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○大宮司教育長

事務局からの説明が終わりました。

委員の皆さま方から御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

○大宮司教育長

それでは、議案第 9 号「那須塩原市那須野が原博物館条例施行規則の一部改正について」は原案のとおり可決することで御異議ございませんか。

○委員全員

異議なし。

○大宮司教育長

異議なしということですので、原案のとおり可決いたしました。

＜議案第１０号について＞

○大宮司教育長

次に、議案第１０号「市指定有形文化財の指定解除について」を議題といたします。
事務局から説明をさせます。

はい、生涯学習課長。

○生涯学習課長

【提案理由】

平成３０年１２月４日に那須塩原市文化財保護審議会に対し行った諮問に対し同審議会より答申を受けたことにより、市指定文化財の指定解除について教育委員会の議決を求める。

－資料に基づき議案の内容を説明－

○大宮司教育長

事務局からの説明が終わりました。

委員の皆さま方から御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

○委員全員

ありません。

○大宮司教育長

それでは、議案第１０号「市指定有形文化財の指定解除について」は原案のとおり可決することで御異議ございませんか。

○委員全員

異議なし。

○大宮司教育長

異議なしということですので、原案のとおり可決いたしました。

＜報告第１号について＞

○大宮司教育長

次に、報告に入ります。報告第１号「部活動指導員の試行的配置について」、事務局から説明をさせます。

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

【報告理由】

部活動指導員を平成３１年度から試行的に配置することについて、教育委員会に報告する。

－資料に基づき報告事項の内容を説明－

○大宮司教育長

事務局の説明が終わりました。

委員の皆さま方から御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

はい、神島委員どうぞ。

○神島委員

これは、運動部を前提とした取組なののでしょうか。そうした場合、放課後の練習はもちろんのこと朝練など、様々な部活動の指導形態がありますが、その対応はどうなるのでしょうか。また、この取組を導入する具体的な学校や部活動を考えていけば、教えてください。

○学校教育課長

部活動指導員は、学校教育法施行規則にも規定されており、運動部に限らず文化部に関しても対象としております。今後、本市としては、文化部に関しても想定することになりますが、今回の試行的配置については、既に県補助で外部指導員として配置している部が幾つかありますので、先ずはその方たちをお願いすることを考えています。そこから始めて、それが無理であれば、別な人選を考えます。

なお、朝練という話もありましたが、基本的には放課後、休日、長期休業中での部活動指導を想定しております。

○神島委員

指導者を選ぶに当たって、日本スポーツ協会の認定指導員や認定コーチなどの資格を持った方を優先するのでしょうか。

○学校教育課長

そこまで求めるのは難しいと思っております。人選については、各学校の地域の中で適任者がいればその方をお願いすることになると思います。特にいなければ、市の体育協会と連携しながら、人選を進めることが考えられます。

○大宮司教育長

他に、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

はい、臼井委員どうぞ。

○臼井委員

4、5日前のニュース番組で部活動指導員を特集していました。都市部では集まりますが、地方部ではその教育委員会で4人募集しても1人しか応募がなかったことが取り上げられていました。また、希望する競技の指導者も中々集まらないようでした。今回、先ずは試験的に実施するわけですが、良い方向になることを期待しております。

○大宮司教育長

他に、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

はい、大澤委員どうぞ。

○大澤委員

部活動指導員を想定している方は、現在、外部指導員を担っている方ということですが、もったいないと思いました。なぜなら、外部指導員についてはそのまま担当していただき、せっかく一から始める取組になるのだから、新しい方をお願いしてその成果を検証した方が良いと思ったからです。

しかしながら、先ほど臼井委員から、中々人材が集まらないという問題を聞きましたので、時間が限られている中で新しい方を探すのは難しいのかなと思いました。

また、難しいのかもしれませんが、試行的に実施するならば2人配置できれば良かったと思いました。2人いれば、例えば大きい学校で導入した場合と小さい学校で導入した場合など、検証に当たって色んな角度から比較ができたと思いました。

○学校教育課長

確かに、現在の外部指導員以外に依頼した方が有効活用を図ることができるのですが、指導に係る対応や事故発生に係る対応を想定すれば、責任の重さが付いてきますので、全く初めてという方を任用する場合、それ相応の研修が必要になると考えます。一方、既に外部指導員として担当している方であれば、その点は間違いないと思われるので、円滑なスタートが期待できると判断しました。

また、2人の配置という点ですが、まさに大澤委員の仰るとおりだと思います。しかしながら、予算の関係上、難しいところがあります。

○大宮司教育長

他に、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

はい、臼井委員どうぞ。

○臼井委員

そのテレビでは、指導員の方に部活動を完全に任せて、その時間帯、顧問の教員はデスクワークをしておりました。実際に、そうなるのが理想ですが、顧問の先生が結局部活動に付くようになると教員の業務量の削減という点では、効果が期待できません。特に、那須地区の場合、昔から部活動に熱心でしたので、その意識を少しずつでも改革していく必要があると思います。

○大宮司教育長

今回、学校教育法施行規則に部活動指導員を新たに規定したということは、教員に代わる役割を担ってもらうという狙いがあります。教員と同等の身分で、部活動の指導に当たることが可能です。よって、引率もできるなど、責任も重くなります。見方を変えれば、学校のスタッフが1人増えたとも捉えられます。

ただし、それは理想論であって、日本のスポーツの場合、明治以来、学校教育が中心を担ってきた歴史があります。ヨーロッパのように生涯スポーツ、文化として定着しているものと違います。その部分を今後どのように改革していくのかという点が、国としても頭の痛いところだと思われ、我々としてもそうです。

また、中央教育審議会が答申を出しましたが、その中で教員の時間外勤務は月40時間を最大とするとしております。そして、年間360時間以内というのが基本方針です。その時間には部活動の指導も含まれております。果たして、部活動を含めて月40時間上限の中で先生方が背負いきれるのか非常に難しい問題になると思います。

今後、国ではその答申を受けて、色々な制度改革をしてくると思います。そして、最終的には「学校現場の中で何とかしてください」となると思われます。そのような状況が予想される中、今後、いかに知恵を絞るかという点が大きな課題になると思います。

なお、この部活動指導員についても、今後悩ましいことが起きそうです。例えば、今のところ指導員の賃金は、国、県、市が3分の1ずつ負担することになっており、県では来年度40人分の予算措置を考えているようです。しかしながら、この補助が何時まで続くのかが不透明です。仮に、市採用の教員のような取扱いになった場合、財政上の問題が大きくなると思います。

他に、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

はい、神島委員どうぞ。

○神島委員

普通に募集した場合、どういう方が応募してくるのか考えると、リタイヤした方や若い人なら教員採用試験の待機中の方などくらいしか考えられません。現在、外部指導員として指導に当たっている方たちは、どのような人たちなのでしょう。

○学校教育課長

実際にその地域にお住まいの方で、仕事は自営業の方が多く、その部活の専門能力を持っている方です。確かに、普通に募集をしたら、中々集まらないと思います。

○神島委員

都市部ならば、集まるのでしょうか。

○大宮司教育長

行政としては、社会体育の適切な指導者を増やしていく必要がありますが、本市の場合、残念ながらそういう方たちが潤沢にいる状況ではありません。

他に、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

はい、大澤委員どうぞ。

○大澤委員

外部指導員の方をお願いする予定ですが、既に打診はしているのでしょうか。

○学校教育課長

予算の裏付けがありませんから、まだしていません。予算措置された後になります。

○大宮司教育長

他に、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

○委員全員

はい。

＜報告第2号及び報告第3号について＞

○大宮司教育長

次に、報告第2号「区域外就学及び指定校変更について」及び報告第3号「平成30年度準要保護児童生徒の認定について」、一括して事務局から説明をさせます。

はい、学校教育課長。

○学校教育課長

【報告理由（報告第2号）】

申請のあった区域外就学及び指定校変更について、審査結果を教育委員会に報告する。

【報告理由（報告第3号）】

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者からありました準要保護認定の申請について、内容を審査した結果、準要保護者に認定することに決定したので、教育委員会に報告する。

－資料に基づき報告事項の内容を説明－

○大宮司教育長

事務局の説明が終わりました。

委員の皆さま方から御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

○委員全員

はい。

○大宮司教育長

本日予定しておりました付議事件については、全て終了いたしました。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を閉会といたします。